

令和5年度 財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査の対象 団体 社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会
所管課 福祉健康部社会福祉課、同部障害福祉課
- 3 監査の範囲 令和3年度及び令和4年度に交付された助成金に係る出納並びにその他の事務の執行状況
- 4 監査の期間 令和5年10月30日から令和5年12月28日まで
(説明聴取日 令和5年11月6日)
- 5 監査の主眼 **【所管課】**
 - (1) 財政援助等の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
 - (2) 助成金等の支出手続は、例規等に沿い行われているか。
 - (3) 団体への指導監督は、特に財務上のリスクを重点にして適切に行われているか。**【財政援助団体】**
 - (1) 助成事業等は目的、計画、交付条件に沿って適正に執行されているか。
 - (2) 助成金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
 - (3) 出納関係諸帳簿の整備は適正に行われているか。
 - (4) 財務上のリスクを識別し、そのリスクを防止・回避するための対策等が講じられているか。また、適宜、適切に見直しが行われているか。
- 6 監査の方法 監査にあたっては、「5 監査の主眼」を主な観点として、書類審査、説明聴取、質問調査及び現地調査を実施した。

第2 監査の結果

1 団体の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会
- (2) 所 在 地 羽村市栄町2丁目18番地1（羽村市福祉センター内）
- (3) 設 立 昭和41年9月（法人許可 昭和45年3月）
- (4) 基本財産 現金100万円
- (5) 目 的 社会福祉法人 羽村市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、羽村市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
- (6) 事業内容 ① この法人は、前述の目的を達成するため、次の事業を行う。
- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - エ ア～ウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - カ 共同募金事業への協力
 - キ 居宅介護等事業の経営
 - ク 福祉サービス利用援助事業の経営
 - ケ 障害福祉サービス事業の経営
 - コ 地域活動支援センターの経営
 - サ 移動支援事業の経営
 - シ 特定相談支援事業の経営
 - ス 子育て援助活動支援事業の経営
 - セ 生活福祉資金貸付等事業
 - ソ その他この法人の目的達成のために必要な事業
- ② この法人は、公益を目的とする事業として社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。
- ア 羽村市福祉センターの管理運営事務
 - イ 居宅介護支援事業
 - ウ 福祉有償運送事業

- (7) 沿革(抜粋) 昭和 50 年 9 月 中央館から羽村町福社会館に事務所移転
 平成 6 年 7 月 ふれあいのまちづくり国庫補助事業指定
 平成 11 年 4 月 福祉センター開設に伴い事務所移転
 平成 13 年 4 月 移送サービス事業を市から受託
 平成 15 年 4 月 小地域ネットワーク活動団体連絡協議会発足
 平成 20 年 10 月 移送サービス事業を福祉有償運送事業として直営化

(8) 組織 ① 会員 5,592 件 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

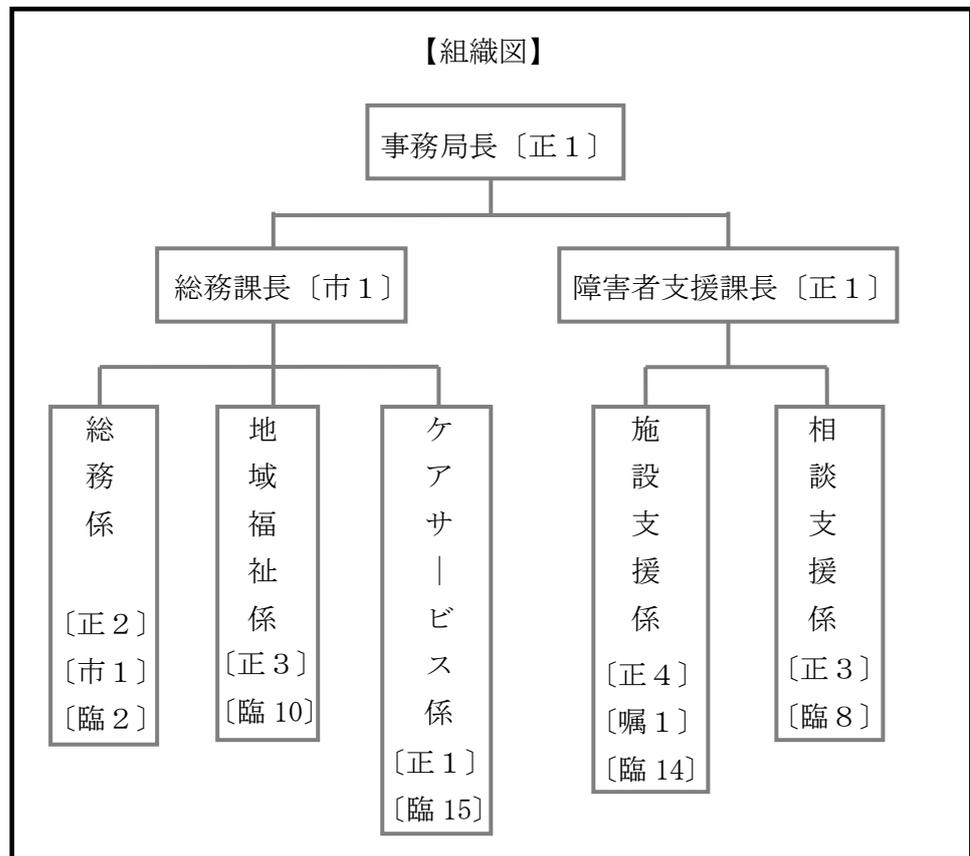
個人会員	5,296 件 (羽村市世帯の 20.1%)
団体会員	296 件

② 役員構成 48 人 (令和 5 年 10 月 1 日現在)

理事 15 人 (会長 1 人、副会長 2 人、常務理事 1 人、理事 11 人)		
顧問 1 人	監事 2 人	評議員 30 人

③ 職員 67 人 (令和 5 年 10 月 1 日現在)

[正規 15 人、市派遣 2 人、嘱託 1 人、臨時 49 人]



- (9) 市との関係 市は、社会福祉事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービス提供体制の確保に関する施策等必要な措置を講じる責務があり、社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業を行う当該団体に対し、事業に要する経費の一部を助成している。

2 財政援助の状況

- (1) 令和3年度及び令和4年度の助成金の内容並びに交付状況

【第1表】

名 称	羽村市社会福祉協議会運営費助成金（運営費）		
根 拠	羽村市社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例及び条例施行規則		
交付対象経費	①人件費（基本給、諸手当など） ②事務費（福利厚生費、旅費、消耗品費など） ③事業費（車両費）		
交 付 年 度	令和3年度分	令和4年度分	
交 付 申 請 日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	
交 付 決 定 日	令和3年4月14日	令和4年4月26日	
交 付 決 定 額	40,106,000 円	45,108,000 円	
交 付 状 況	第 1 回	13,013,667 円（令和3年5月18日）	14,663,000 円（令和4年6月17日）
	第 2 回	6,424,833 円（令和3年7月26日）	7,257,500 円（令和4年7月7日）
	第 3 回	12,849,667 円（令和3年10月13日）	14,515,000 円（令和4年10月17日）
	第 4 回	7,817,833 円（令和4年1月17日）	8,672,500 円（令和5年1月18日）
助成事業完了年月日	令和4年3月31日	令和5年3月31日	
精算書提出日	令和4年5月6日	令和5年5月9日	
精算金返還日	令和4年5月16日	令和5年5月26日	
助成事業等の収支実績	収入総額	40,106,000 円	収入総額 45,108,000 円
	支出総額	35,396,892 円	支出総額 40,033,757 円
	差 引	4,709,108 円	差 引 5,074,243 円
精算返還額	4,709,108 円	5,074,243 円	

羽村市社会福祉協議会運営費助成金は、市民の地域福祉の推進を目的とし、社会福祉法及び羽村市社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例及び条例施行規則の規定に基づき、社会福祉協議会からの申請により、交付決定されたものであり、その内容並びに交付状況は第1表のとおりである。

令和3年度の助成金は、交付決定額の40,106,000円が4回に分けて交付されたが、令和4年5月6日に社会福祉協議会より提出された精算書における助成金支出総額（必要額）は35,396,892円となり、交付額との差額4,709,108円が市に返還された。

また、令和4年度についても同様な手続きにより助成金45,108,000円が交付決定され、令和5年5月9日に社会福祉協議会より提出された精算書における助成金支出総額（必要額）は40,033,757円となり、交付額との差額5,074,243円が市に返還された。

なお、助成事業に対する所管課の指導・監督は、交付申請及び実績報告の際に内容審査や必要に応じて調整を行っており、おおむね適正に行われている。

【第2表】

名 称	羽村市社会福祉協議会助成金（小地域ネットワーク活動推進事業費）			
根 拠	羽村市社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例及び条例施行規則			
交付対象経費	小地域ネットワーク活動団体への助成			
交 付 年 度	令和3年度分	令和4年度分		
交 付 申 請 日	令和3年4月22日	令和4年5月19日		
交 付 決 定 日	令和3年4月26日	令和4年5月23日		
交 付 決 定 額	2,184,000円	2,184,000円		
交 付 総 額	2,184,0000円（令和3年5月18日）	2,184,000円（令和4年6月8日）		
助成事業完了年月日	令和4年3月31日	令和5年3月31日		
精 算 書 提 出 日	令和4年5月11日	令和5年5月2日		
精 算 金 返 還 日	令和4年5月23日	令和5年5月16日		
助成事業等の収支実績	収入総額	2,184,000円	収入総額	2,184,000円
	支出総額	1,664,113円	支出総額	1,720,344円
	差 引	519,887円	差 引	463,656円
精 算 返 還 額	519,887円		463,656円	

羽村市社会福祉協議会助成金（小地域ネットワーク活動推進事業費）は、地域の福祉力を高め、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するための活動を支援することを目的とし、社会福祉法及び羽村市社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例及び条例施行規則の規定に基づき、社会福祉協議会からの申請により、交付決定されたものであり、その内容並びに交付状況は第2表のとおりである。

令和3年度の助成金は、5月18日に交付決定額の2,184,000円が交付されたが、3地区の小地域ネットワーク活動が行われなかったため、助成金支出総額（必要額）は1,664,113円となり、交付額との差額519,887円が市に返還された。

また、令和4年度についても同様な手続きにより助成金2,184,000円が交付決定されたが、4地区の活動が行われなかったため、助成金支出総額（必要額）は1,720,344円となり、交付額との差額463,656円が市に返還された。

なお、助成事業に対する所管課の指導・監督は、交付申請及び実績報告の際に内容審査や必要に応じて調整を行っており、おおむね適正に行われている。

【小地域ネットワーク活動】

様々な悩みを抱えている方が、地域の中で孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、町内会・自治会の区域を単位として住民が交流し、見守りや声かけによって支え合う活動。

当市では、町内会・自治会や民生・児童委員、友愛訪問員、老人クラブ、ボランティア団体等と連携し、様々な福祉活動を展開している。

【第3表】

名 称	羽村市社会福祉協議会運営費助成金（福祉有償運送事業費）		
根 拠	羽村市社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例及び条例施行規則		
交付対象経費	①事務費（消耗品費、通信運搬費など） ②事業費（諸謝金、車両費、保険料など）		
交 付 年 度	令和3年度分	令和4年度分	
交 付 申 請 日	令和3年4月1日	令和4年4月1日	
交 付 決 定 日	令和3年4月14日	令和4年4月25日	
交 付 決 定 額	4,405,000 円	4,258,000 円	
交 付 状 況	第 1 回	1,101,250 円（令和3年5月17日）	1,064,500 円（令和4年5月19日）
	第 2 回	1,101,250 円（令和3年7月14日）	1,064,500 円（令和4年7月12日）
	第 3 回	1,101,250 円（令和3年10月14日）	1,064,500 円（令和4年10月17日）
	第 4 回	1,101,250 円（令和4年1月25日）	1,064,500 円（令和5年1月19日）
助成事業完了年月日	令和4年3月31日	令和5年3月31日	
精 算 書 提 出 日	令和4年4月27日	令和5年4月25日	
精 算 金 返 還 日	令和4年5月17日	令和5年5月26日	
助成事業等の収支実績	収入総額*	4,720,175 円	収入総額* 4,659,800 円
	支出総額	3,962,095 円	支出総額 4,029,682 円
	差 引	758,080 円	差 引 630,118 円
精 算 返 還 額	758,080 円	630,118 円	

※収入総額には、事業収入が含まれ、令和3年度分は315,175円、令和4年度分は、401,800円である。

羽村市社会福祉協議会運営費助成金（福祉有償運送事業費）は、公共交通機関の利用が困難な障害者等や要援護高齢者の外出を支援し、自立と社会参加の促進を図ることを目的とした事業の運営費の一部として、社会福祉法及び羽村市社会福祉法人に対する助成金の交付に関する条例及び条例施行規則の規定に基づき、社会福祉協議会からの申請により、交付決定されたものであり、その内容並びに交付状況は第3表のとおりである。

令和3年度の助成金は、交付決定額の4,405,000円が4回に分けて交付され、令和4年4月27日に社会福祉協議会より提出された精算書において収入総額4,720,175円が支出総額3,962,095円を上回っており、その差額分758,080円が市に返還された。

また、令和4年度についても同様な手続きにより助成金4,258,000円が交付決定され、令和5年4月25日に社会福祉協議会より提出された精算書において収入総額4,659,800円が支出総額4,029,682円を上回っており、その差額分630,118円が市に返還された。

なお、助成事業に対する所管課の指導・監督は、交付申請及び実績報告の際に内容審査や必要に応じて調整を行っており、おおむね適正に行われている。

3 事業実績

(1) 助成金の執行状況

① 羽村市社会福祉協議会運営費助成金（運営費）

【第4表】

(単位:円)

区 分		令和3年度		令和4年度		内 容
		収入金額	支出金額	収入金額	支出金額	
法人運営事業	組織運営事業	23,265,000	22,201,857	29,220,000	25,762,579	人件費（令和3年度：職員6人分、令和4年度：職員7人分）、消耗品費、修繕費、通信運搬費、保険料、賃借料等
	調査・研究・企画事業	34,000	0	27,000	14,400	交通費
	基金運営事業	1,393,000	1,197,808	1,417,000	1,416,567	退職共済掛金
地域福祉事業	地域支え合いネットワーク事業	8,663,000	8,557,198	8,762,000	8,739,857	人件費（令和3年度・令和4年度：職員1人分）
ボランティア活動推進事業	福祉ボランティア活動推進事業	6,621,000	3,440,029	5,561,000	4,100,354	人件費（令和3年度・令和4年度：職員1人分）
助成事業	社会福祉協議会登録福祉団体等助成金交付事業	130,000	0	121,000	0	
合 計		40,106,000	35,396,892	45,108,000	40,033,757	

運営費の執行状況は第4表のとおりであり、法人運営事業、地域福祉事業、ボランティア活動推進事業、助成事業の4つの項目に大きく分けられる。

ア 法人運営事業

法人運営事業における助成金の大半は、職員給与などの人件費が含まれる組織運営事業に充てられている。その組織運営事業の主な事務事業は、理事会・評議員会・三役会などの開催、監査の実施、理事・監事・評議員を対象とした研修会の実施と参加である。組織運営に係る規程等があり、令和3年度、令和4年度ともに当初の予定どおり執行されている。

イ 地域福祉事業

地域福祉事業についてもその大半は職員給与などの人件費に充てられている。

ウ ボランティア活動推進事業

ボランティア活動推進事業についてもその大半は職員給与などの人件費に充てられている。

エ 助成事業は2か年度ともに実績なし。

② 羽村市社会福祉協議会助成金（小地域ネットワーク活動推進事業費）

【第5表】

（単位：円）

区 分	令和3年度		令和4年度		内 容
	収入金額	支出金額	収入金額	支出金額	
小地域ネットワーク活動推進事業	2,184,000	1,664,113	2,184,000	1,720,344	助成金は 1 地区 106,000 円 （うち 56,000 円が 市からの助成金）。 令和3年度は 36 実施地区へ助成。 令和4年度は 35 実施地区へ助成。
合 計	2,184,000	1,664,113	2,184,000	1,720,344	

小地域ネットワーク活動推進事業では、市からの助成金 56,000 円と社会福祉協議会からの助成金と合わせて、1 地区あたり 106,000 円が活動団体へ交付されている。（第5表）

③ 羽村市社会福祉協議会運営費助成金（福祉有償運送事業費）

【第6表】

（単位：円）

区 分		令和3年度		令和4年度		内 容
		収入金額	支出金額	収入金額	支出金額	
収入	市助成金	4,405,000		4,258,000		
	事業収入	315,175		401,800		利用券
支出	人件費	非常勤職員給与支出	1,940,026		2,223,000	コーディネーター
		法定福利費	19,656		20,843	
	事業費	諸謝金	542,150		595,350	運行協力員謝礼
		消耗器具什器備品費	0		21,100	備品購入費
		印刷製本費	102,278		0	運行報告書等印刷代
		車両費	368,712		362,706	ガソリン代、点検整備代
		修繕費	149,801		32,651	車両修繕部品代等
		保険料	556,410		537,790	自動車保険料等
		教育指導費	19,300		36,000	講習会等資料代
		返還金	25,900		7,350	利用券返還金
	事務費	旅費交通費	836		0	講習会等
		消耗品費	23,015		34,564	事務用品等
		通信運搬費	141,531		123,628	電話料、郵券料
		業務委託費	0		0	
		手数料	5,280		6,600	振込手数料
賃借料		0		0		
租税公課		67,200		28,100	消費税、重量税等	
合 計	4,720,175	3,962,095	4,659,800	4,029,682		

福祉有償運送事業費の執行状況は第6表のとおりであり、人件費、事業費、事務費に充てられている。

4 総 括

監査を行った結果、社会福祉協議会における助成金の管理運用、会計経理及び関連する事務事業、また所管課における助成金に係る出納並びにその他の事務は、関係法令に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、監査における個別の意見等は以下のとおりであり、事務処理上、留意すべき事項については意見・要望として提示する。

○運営費助成金（運営費）の適正化について

社会福祉協議会は全国、都道府県、区市町村単位で組織された公益性の高い民間団体であり、少子高齢化が急速に進展する現代社会において、地域福祉の大きな担い手である。その役割や存在意義は年々増しており、昨今のコロナ禍においては、新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯への生活福祉資金の貸付事業など、市民の暮らしを守る役割を果たしている。

当該助成金については、関係条例及び条例施行規則の規定に基づき適正な手続きにより申請されているものと認められるが、助成金を交付する市の担当部署においても、助成金が交付の目的に照らし適正であるか、効率的・効果的に活用されているかを検証し、助成金交付の適正化を図るよう、常に高い意識をもって事務を執行するよう要望する。

○小地域ネットワーク活動推進事業の更なる促進に向けて

核家族化が進む中、高齢者の一人世帯や、ひとり親家庭、育児中の夫婦などが地域で孤立することなく安心して暮らしていくことができるよう、住民が交流し、見守りや声かけによって支え合う小地域ネットワーク活動は、今後ますます大きな役割を担うこととなる。

国では、令和5年5月に「孤独・孤立対策推進法」が成立し、総合的な孤独・孤立対策施策を推進していく方向性が示されている。

小地域ネットワーク活動団体への運営費の助成については、その用途を絞り込むことの必要性を感じているところであり、地域ごとに見守りや声かけによって支え合う小地域ネットワーク活動の目的を常に意識し、より意義のある事業に昇華していくことと合わせ、地域住民へのますますの周知を期待する。

○安全・安心な福祉有償運送事業の実施について

福祉有償運送事業は、これまで幸いにして大きな事故などはなく、障害者や要援護者が安全に安心して外出することができ、その方々の自立と社会参加の促進に大きく貢献してきた。超高齢化社会となり、全国的に要援護者は増加し、当市も例外ではない。

今後も、運行協力員が継続して無事故で、利用者に対して安全・安心な運送サービスが提供できるよう、安全運転講習などの研修会・講習会の充実を図るとともに、日常点検や車両整備などによって常に良好な運行環境を整え、合わせて、住民に対して更なる事業の周知を行うことを要望するものである。

○会員の増員に向けて

社会福祉協議会の運営費の一部は、会員からの会費、寄付金、補助金などの収入によるところがある。社会福祉法人としての性質上、収益事業を行うことに制限があることは理解できるが、創意工夫により自主財源の確保に努めることも必要である。

会員数の減少に伴う会費収入の減少が続いている状況にあるが、社会福祉協議会の行う活動の重要性を訴え、活動への理解を得るなど、会員を増やす努力にも尽力されたい。